

分科会

(グループ討議)

分科会（グループ討議）では4つのテーマで参加者による話し合いが行われ、その後、全体での発表・まとめが行われました。各分科会に参加した男女共同参画推進員のレポートです。

分科会1

子育てと仕事

「子どもをもって働く〜地域の子育て、保育の課題解決をみんなで考えよう〜」

病児保育を実施している常丸香織さんの話題提供後、参加者による主な意見は

○働く親の本音は、子どもを預けて働くことについて、子どもはどんなふうにいるのだろうかなど葛藤があるし、不安になることもある。働きながら子育てをするお母さんの気持ちをケアする視点も大事である。



○男性はいきいきと働いているだろうか。長時間労働や会社からの要望も多く疲れ切っていないだろうか。そんな現実の中で男性も子育てに参加をと言っても難しいのではないだろうか。

討論する中で現状と課題が明らかになりました。

分科会2

起業・創業

「小さく起業 一人起業を始めよう」

ファイナンシャルプランナーの山崎増美さん、整理収納アドバイザーの松井香織さんから起業の経緯などが発表されました。

参加者の中には、転職を希望しているが仕事がないから見つからない方、子育てと両立しながらエステ開業を考えている方、メンタルケアの活動をしている方など様々な方がいて、助成金の活用や料金設定の方法、ボランティアとビジネスの境目のような事業の場合の収入をどう考えるか、子育て中の仕事は子どもや家族に悪いと思ってしまうなどの意見や質問が出されました。

分科会の中でも参加者が一番多く、起業・創業に関して、この地域の女性が前向きに関心を持っていることが伺えました。



分科会3

キャリアデザイン

「社内でキャリアアップしていくためには」

㈱ネクサス常務取締役の花久正子さんは、目的や目標を立てながら、会社を変えたいと思う中で組織が求める結果を出して、会社に貢献するために努力して、キャリアアップしてきたとのことでした。

参加者から、「今の自分の職場の仕事がいっぱいで考えてもみなかった」「趣味で教室を開業したい」「今の職場の環境を働きやすくしたい」「海外に移住して働きたい」などの発表がありました。

近い将来の構想からこつこつチャレンジして未来へのキャリアアップにつなげていくことが夢を開いていくとの話を聞いて刺激と勇気ももらいました。



分科会4

女性に対する暴力

(DV・セクハラ等)

「女性に対する暴力のない地域を目指して」



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

駆け込みシェルターとかちなどからDV等の現状について説明後、幅広い年齢層の参加者が自らの経験を交えた有意義な意見を交わしました。

現状では、DVから逃れられない状況があり、経済的、精神的自立が整っていない。DVを受けている人が多くいる。漫画やネットなどの暴力を正当化し容認する風潮がある。

展望、施策では、被害者が自ら相談することができ、民間シェルターなどの活動を大切にして、安心できる地域づくりを目指していきたい。自立、教育、受け皿が必要で、差別や偏見に対して声を上げていくことが重要であるとまとめました。

女性活躍推進法が成立しました！

(2015年8月28日成立)

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

目的

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要。このため、以下を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

基本原則

- ★女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ★職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ★女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

事業主の取組に必要な5つの視点（基本方針より）

- ・トップが先頭に立って意識改革・働き方改革を行う。
- ・女性の活躍の意義を理解し、積極的に取り組む。
- ・働き方を改革し、男女がともに働きやすい職場を目指す。
- ・男性の家庭生活への参画を強力に促進する。
- ・育児・介護等をしながら当たり前前にキャリア形成できる仕組みを構築する。

【事業主行動計画の策定等】

- 国や地方公共団体、労働者301人以上の民間事業主は次の事項の実施が義務づけられました。（300人以下の民間事業主は努力義務）

▽女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表

目標（具体的数値）・取組内容・実施時期・計画期間

- ①女性の積極採用 ②配置・育成・教育訓練
- ③継続就業 ④長時間労働は正など働き方の改革
- ⑤女性の積極登用・評価 などに関する取組

→各事業所ごとに課題解決に必要な取組を選択し行動計画を独自に策定

▽女性の活躍に関する情報の公表

- 国は、優れた取組を行う一般事業主を認定